

# 感染症についてよくある質問 Q&A

<p>登園許可書を忘れたので、降園時に提出してもいいですか？</p>	<p>出席停止の感染症が治癒した場合は登園時に登園許可書が必要です。 バス通園の場合は登園時にバスの添乗職員に預けてください。</p>
<p>電話で許可をもらっていることを伝えてもいいですか？</p>	<p>電話連絡のみの場合、お子様をお預かりすることができません。</p>
<p>とびひ・水いぼができました。休んだほうがいいですか？</p>	<p>患部を覆っていただければ登園可能です。 (包帯を巻く、長袖・長ズボンを履くなど) ※プール入水についてのみ、医師の許可書が必要です。</p>
<p>飲み薬を服用させてもらえますか？ 塗り薬を預かってもらえますか？</p>	<p>原則として、幼稚園では薬を服用しません。 どうしても服用する必要がある場合、ご心配がある場合はご相談ください。 塗り薬も同様です。</p>
<p>胃腸炎、胃腸風邪と診断された場合は登園許可書が必要ですか？</p>	<p>嘔吐や下痢の症状がある場合は、感染の恐れがあります。また、症状が改善されても便の中に数日間以上排出されるものもあります。集団生活の観点から考えて登園許可書が必要です。</p>
<p>感染症の疑いと診断された場合は出席可能ですか？</p>	<p>「疑いがある」ということは、体調が優れないまたは、今ははっきりとした症状が見られなくても今後症状が出たり、感染したりする恐れがあるということです。また、園では色々な活動をし、ずっと安静にすることは難しいです。 医師とよく相談し、お子さまの身体の状態をよくわかっておられる身近な方が判断してください。</p>